

海老名市教育委員会

(平成28年 5月 定例会議事日程)

日時 平成28年 5月24日(火)

午後 2時00分

場所 海老名市役所第2委員会室(6階)

教育長報告

日程第 1 報告第 7号 海老名市学童保育保護者支援補助金交付要綱の制定について

日程第 2 報告第 8号 海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱について

日程第 3 議案第 9号 平成28年度海老名市奨学生の選考委員会への諮問について

日程第 4 議案第 10号 海老名市学校運営協議会規則及び海老名市学校運営協議会運営要綱の制定について

海老名市教育委員会

平成28年 5月定例会

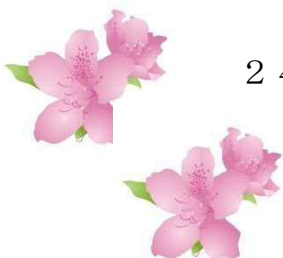


◇教育長報告

1 主な事業報告

- | | |
|----------|--|
| 4月22日(金) | 教育委員会4月定例会 |
| 23日(土) | 県央五市親善ソフトボール大会 |
| 24日(日) | 海老名市手をつなぐ育成会総会
ジュニアリーダー総会 |
| 25日(月) | 家庭教育学級運営研修会
自閉症児・者親の会総会
いじめ問題対策連絡協議会
教育部歓送迎会 |
| 26日(火) | 海老名おはなしたまてばこ総会
市長定例記者会見
第2回初任者研修会 |
| 27日(水) | 週部会
第1回教育支援会議
県央管内教育長会議 |
| 28日(木) | 教育計画作成指導主事会議
教育相談コーディネーター担当者会
海老名市はやし保存連絡協議会役員会 |
| 29日(金) | 肢体不自由児者親の会総会 |
| 5月 2日(月) | 福島と海老名の子ども交流キャンプ打合せ
中学校教育研究会定期総会 |
| 4日(水) | 緑化フェスティバル |
| 6日(金) | 小中養護教諭連絡協議会
川東地区校長会理事会懇親会 |
| 7日(土) | 市PTA連絡協議会総会・懇親会 |
| 9日(月) | 5月定例校長会議
教育委員会事務局職員辞令交付式
県央教育事務所長との打合せ
学校図書館教育担当者会議 |

- 10日(火) 教育委員会定例会事前調整
コカ・コーラとの打合せ
長岡市図書館視察対応
小学校教育研究会定期総会
- 11日(水) 和座海綾租税教育推進協議会
週部会
文化財事業・英語教育打合せ
総合教育会議理事者協議
- 12日(木) 関東地区都市教育長協議会総会
- 13日(金) えびな支援学校見学
海老名ガイド協会総会
- 14日(土) 扇町BOOKふえすていばる
- 15日(日) 海老名市学童保育連絡協議会定期総会
ボーイスカウト神奈川連盟年次総会
学童保育 Compass 設立記念式典
- 16日(月) 教育課題研究会
指導係打合せ
職場体験学習担当者会
- 17日(火) 海老名市教育委員会・市立小中学校長との連絡会
最高経営会議
- 18日(水) 週部会
5月教頭会議
国際ソロプチミスト チャリティーランコンサート
- 19日(木) 有馬中学校朝会
支援係打合せ
- 20日(金) 就学支援係打合せ
えびなっ子しあわせプラン推進会議
災害危機研修会
小中校長教頭合同懇歓送迎会
- 21日(土) ひびきあい塾開講式
海老名市退職管理職の会
- 23日(月) 図書館指定管理者打合せ
県都市教育長協議会総会・懇親会
- 24日(火) 市交通安全対策協議会総会
教育委員会5月定例会



2 海老名市教育委員会・市立小中学校長との連絡会（「校長連絡会」）について

私は、定例や臨時の校長会議とともに、校長との協議の場として、年6回、校長連絡会を行っています。その他にも、予算調整会議や臨時での校長連絡会を行い、教育委員会の施策や事業、教育課題などについて、常に、学校（校長会）と協議しながら教育行政を進めるように心がけています。

さて、今年度の校長連絡会が先週の17日（火）行われ、年度始めということで、10項目について協議しましたので、報告します。

<校長連絡会協議事項>

①「海老名市立小中学校小中一貫教育準備委員会」について

※別添資料 「平成28年度海老名市立小中学校小中一貫教育準備委員会について」

今後、各中学校区で準備委員会を立ち上げ、話し合いを進めます。それをもとに、レポートを作成し、8月の管理職研修会に情報共有、協議を行いたいと考えています。

私としては、平成29年度全中学校区での小中一貫教育を進めたいと考えており、まずは、教職員どうしの話し合いを行う中で、お互いの校種の違いをよく理解し、各中学校区の子どもたちの実態や保護者・地域の状況に応じて、中学校区ごとの特色ある取組を展開してほしいと思います。

②「海老名市英語教育実施計画」の策定について

※別添資料 「海老名市英語教育実施計画（素案）」

日本の英語教育については、長い間、中高等で学習しても、話せない、活用できないなどの問題点が指摘され、英語教育に力を入れているアジア諸国からだいぶ遅れを取っている状況があります。

そんな中、東京オリンピックを契機に、国策として英語教育に力を入れているところで、文部科学省も、ここ数年で、新たな英語教育への取組を次々に打ち出しているところです。

本市としては、今年度、英語教育に係る業務委託を更新することもあり、今後、5年間の「海老名市英語教育実施計画」を策定して取り組んでいきたいと考えています。



③平成28年度学校図書館充実事業について

※別添資料 「平成28年度学校図書館充実事業計画」

今後2年間で、小中学校のすべての学校図書館の充実を図るという事業です。

4月当初に、小学校の図書室を視察しました。小学校は図書ボランティアの方の協力もあり、以前からよく管理されているところですが、図書支援員の導入により、さらに使いやすくなっていました。

しかしながら、子どもに人気の本はだいぶ傷んでいて、図鑑や社会・理科の資料本はだいぶ古いものが並んでいました。

今年度は、中学校を中心に、次年度は小学校を中心に、学校、市教委、指定管理者で協議して、子どもたちにとってよりよい図書館づくりを進めたいと考えています

④平成28年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

4月19日、今年度の調査が滞りなく実施できました。

今年度も昨年度同様、海老名市として市の結果の公表、各学校の結果の公表を実施したいと考えています。

公表方法、公表様式の具体については、次回の7月「連絡会」で協議して決定する予定です。

なお、今年度は、公表3年目にあたることから、市はもちろん各学校の結果について、学校の傾向が把握できるようになることから、指導の結果としての経年比較について、何らかの形で分析し、表現できないか、現在、市教委で検討しているところです。

⑤夏季休業学校業務停止期間の設定について

このことについては、昨年度、教育課程の検討の中で、夏季休業期間の短縮に併せて、検討を進めてきました。

校長連絡会で、次の3日間を学校業務停止期間として定めることについて、校長の同意を得ました。

○8月13日（土）

○8月14日（日）

○8月15日（月）

今年度は、土日にあたることから、15日のみの対応となりますが、この期間については、部活動についても活動を休止してほしい

と考えています。また、職員の休暇については、強制できるものではありませんが、休暇の取得をお願いするところであり、新規の臨時的任用教員についても、9月で年休が更新されることから、休暇を取得してほしいと考えます。

今後、実施に向けて要綱を作成し、6月校長会議で提案し、単P会長会で意見を聞き、6月定例教育委員会で教育委員のみなさまに審議していただき、決定を受けて、保護者、市民、教職員に周知を図りたいと考えています。

なお、次年度以降も曜日に限らず、同様に3日間の学校業務停止期間を継続し、将来的には、5日間に広げていきたいと考えているところです。



⑥平成28年度海老名市総合教育会議について

※ 「平成28年度海老名市総合教育会議について」

このことについては、今年度は、各中学校区で実施します。

つきましては、第1回については、7月2日(土)に上星小学校、第2回については、8月21日(日)に東柏ヶ谷小学校で実施の予定です。第3回以降については、海老名中学校区、有馬中学校区、海西中学校区、大谷中学校で開催日時、開催場所を調整していきたいと考えています。

テーマの「教職員及び児童生徒の生活時間について」は、教職員の勤務の状況や部活動指導での休日の対応等を明らかにし、また、児童生徒の生活の実態を明らかにすることにより、保護者や地域の方々に学校の状況を知っていただきという意図です。そのことにより、教育予算の確保や学校への支援につなげていきたいと思うところです。

教育委員のみなさまには、今年度も、昨年度同様よろしく申し上げます。

⑦海老名市立小中学校の通学区域の変更について

※別添資料 「上今泉2丁目地区への選択学区制の導入について」

このことについては、今後の海老名駅西口開発等に伴い、今泉小学校の児童数の増加に対応するものです。手続き上、今年度、就学時健診、就学通知発送前に次年度入学予定児童の保護者に周知して、

対応する必要があります。

上今泉2丁目については、幼稚園や生活圏の状況から、これまでも今泉小学校から上星小学校に指定変更する例が見られるところ
です。

なお、長期的には本市でも児童数の減少が予測されますが、短期的（今後5年間程度）には、海老名小学校、社家小学校、門沢橋小学校では児童数の増加による教室の不足が課題となり、有馬小学校、東柏ヶ谷小学校では児童数の減少が課題となります。

今後、校舎の増築やプレハブ校舎の設置には、多額の予算が必要となることから、全市的に通学区の見直しによる対応を図る必要があります。教育委員のみなさまには、規則の改正に係る事項ですので、あらためてご審議をお願いします。

⑧ 野外教育活動の見直しについて

※別添資料 「平成28年度海老名市立小・中学校野外教育活動
実施予定一覧」

今年度の活動については、別添資料のとおり実施しているところ
です。

さて、野外教育活動については、「富士ふれあいの森」の廃止に伴い、
現在の実施状況に変更して、3年が経過しました。

ここで、活動場所、保護者の負担軽減に係る補助等について、今年度、
まずは学校と協議して、見直しを図っていきたいと考えています。

今後、次回の7月に行われる「校長連絡会」で協議事項として提案
しますので、6月の課題研究会等で教育委員のみなさまの意見を
うかがいたいと考えています。

⑨ タウンニュースでの部活動紹介について

中学生の部活動の様子を市民のみなさんに知っていただくという
意味で、取り組んでいきたいと考えます。

今後、各中学校と調整して、順次、タウンニュースへの掲載を継続
していきたいと考えています。

なお、写真の掲載にあたっては、保護者への写真掲載の同意確認
を行います。

⑩学校を含む公的機関への威力業務妨害行為について

今月の16日(月)は爆破予告、17日(火)と毒ガス散布予告と、2日間続けて威力業務妨害行為がありました。

16日の爆破予告については、「横浜市役所及び神奈川県内の学校、鉄道及び市役所の施設内複数箇所に高性能な爆弾をそれぞれ別に40, 298個あまなく仕掛けた 5月16日(月)の8:10～15:15の間断続的に爆薬が炸裂」というものでした。

都内高校の裏サイトに関する情報でしたが、その後、県内他市にも同じ内容の爆破予告がありました。

17日は毒ガスを散布するというものでした。

ネット上の行為で犯人の特定が難しく、イタズラの可能性が高いのですが、情報を入手した以上、対応せざるを得ないのが現状です。

先日、厚木市では市庁舎への同様の予告があり、その時間、市庁舎から職員、市民を退去させるという対応をとったということです。

市内小中学校においても、学校に校舎内外の安全確認を指示し、確認のうえで、学校教育活動を実施したところです。

今後、サミットの開催を控え、同様の威力妨害行為が繰り返される恐れがあり、校長連絡会で説明し、対応確認をしました。

なお、教育委員会から学校への緊急事案等については、これまで、電話やファックスで学校へ連絡し、学校対応を指示していましたが、校長が出張等で不在な場合もあり、校長会として一斉連絡に活用している校長メールを、今後、教育委員会でも活用できるように、早急に調整することとなりました。

以上でございます。

報告第7号

海老名市学童保育保護者支援補助金交付要綱の制定について

別紙のとおり、海老名市学童保育保護者支援補助金交付要綱の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

平成28年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

学童保育を希望する全ての家庭が学童保育に子どもを預けられる環境を整備するため、保育料負担を軽減する補助金交付制度を制定したため。

海老名市学童保育保護者支援補助金制度について

1 目的

海老名市内の学童保育は全て民営のため保育料金額の設定も各学童保育で異なる状況にあり、所得状況に関わらず一律の金額設定がされている。子どもの就学後も引き続き学童保育へ子どもを預けることを望む保護者が多いが、低所得世帯などは所得に応じた金額が設定されている保育園時期に比べて保育料負担が大きくなるため、学童保育へ預けることを諦める場合等が生じている。また、一部の学童保育では独自で保育料の減額措置を講じているが、運営の負担になり安定的な実施は担保されていない状況にある。

これらのことから、保護者負担を軽減し、希望する全ての家庭が学童保育に子どもを預けられる環境を整備するため、学童保育の保育料に対する補助金交付制度を開始する。

2 概要

- ・ 対象者 就学援助の決定を受けている保護者
- ・ 補助金額 保育料相当額（ただし、上限 12,000 円／月）
- ・ 手続き ①就学援助の決定後、学童保育料補助金の交付申請
②保育料の領収書を確認して補助金交付（随時）

3 要綱等

別紙のとおり

4 その他

- ・ 制度周知方法 保護者あて通知（学童保育や学校経由）、広報（6/15 号）、HP
- ・ 受付開始 6 月下旬から随時

海老名市学童保育保護者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学童保育の保育料に係る保護者の負担を軽減することで必要とする全ての世帯において児童を学童保育へ預けることができる環境の整備を図るため、その保護者に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童福祉法（昭和22年法第164号。以下「法」という。）第4条第1項各号列記以外の部分に規定する児童
- (2) 保護者 法第6条に規定する保護者
- (3) 学童保育 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施している施設。ただし、法第34条の8第2項に定める届出を市町村へ行っている場合に限る。
- (4) 保育料 学童保育へ児童を預けるために保護者が負担する費用とする。ただし、一時的に発生する費用で保育料に付随しないもの（入会金、行事への参加費等）は除く。

(補助対象及び期間)

第3条 補助の対象は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間の学童保育への入所にかかる保育料のうち保護者が負担するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 海老名市に住所を有し学童保育へ入所する児童の保護者
- (2) 申請年度において海老名市就学援助費の交付決定を受けている者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条に定める保育料の額とする。ただし、1ヶ月当たり12,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、海老名市学童保育保護者支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 海老名市就学援助費交付決定通知の写し(認定年月日が当該補助金の申請年度内のもの)
- (2) 学童保育への入所及び保育料金額を証する書類
- (3) 児童の学校及び学年を確認できる書類(海老名市外の小学校へ通う児童のみ)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査し、適当と認めるときは海老名市学童保育保護者支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(交付請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、海老名市学童保育保護者支援補助金交付請求書(第3号様式)に請求額に相当する保育料の支払いが確認できる書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、当該請求に係る書類を審査し、適当と認めるときはすみやかに補助金を交付する。

(事業の変更等)

第9条 補助事業者は、申請内容について変更又は中止しようとするときは、海老名市学童保育保護者支援補助金(変更・中止)承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めた

ときは承認し、速やかに海老名市学童保育保護者支援補助金（変更・中止）承認通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市学童保育保護者支援補助金実績報告書（第6号様式）に必要書類を添えて当該年度の末日までに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市学童保育保護者支援補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知する。

（決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所
フリガナ
氏名 印
電話番号

海老名市学童保育保護者支援補助金交付申請書

海老名市学童保育保護者支援補助金の交付を受けたいので、海老名市学童保育保護者支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ 児童氏名 (学校名等)	(小学校 年)
学童保育名等	_____ 入所期間 年 月から 年 月まで
交付申請額	_____ 円 ※保育料の全体額【 円/年】 (内訳) 市補助 (円/年) 自己負担 (円/年)
添付文書	<input type="checkbox"/> 海老名市就学援助費交付決定通知（写し） <input type="checkbox"/> 学童保育への入所及び保育料金額を証する書類 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の学校及び学年の確認できる書類（海老名市外の学校に通っている場合のみ） <input type="checkbox"/> その他

第 号
年 月 日

様

海老名市長

海老名市学童保育保護者支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました海老名市学童保育保護者支援補助金の交付について、次のとおり決定したので、海老名市学童保育保護者支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付決定額 _____ 円

2 対象児童

(1) 氏名

(2) 学校等

3 交付条件

(1) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(2) その他、関係法令又はこの要綱に定めるところに従うこと。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

住所

フリガナ

氏名

印

電話番号

海老名市学童保育保護者支援補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定を受けました海老名市学童保育保護者支援補助金について、補助金の交付を受けたいので、海老名市学童保育保護者支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額 円

2 請求額 円

(年 月分～ 年 月分保育料)

3 振込先

金融機関名	(銀行・信金・農協・信組・金庫) (支店・支所・出張所)						
種類	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義人							

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所

カガナ

氏名

印

海老名市学童保育保護者支援補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けました海老名市学童保育保護者支援補助金について、次の理由により（変更・中止）したいので、海老名市学童保育保護者支援補助金交付要綱第9条の規定により、申請します。

- 1 既交付決定額 円
- 2 変更（中止）後の交付申請額 円
- 3 変更（中止）の理由等

様

海老名市長

海老名市学童保育保護者支援補助金（変更・中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました海老名市学童保育保護者支援補助金の変更・中止については、次のとおり承認することとしたので、海老名市学童保育保護者支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

- 1 既交付決定額 円
- 2 変更交付決定額 円
- 3 交付条件（変更の場合）

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- (2) その他、関係法令又はこの要綱に定めるところに従うこと。

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所

フリガナ

氏名

印

海老名市学童保育保護者支援補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた海老名市学童保育保護者支援補助金に係る事業が完了したので、海老名市学童保育保護者支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

- 1 補助金名 海老名市学童保育保護者支援補助金
- 2 学童保育入所期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 収支結果

年間保育料額(A)	市補助総額(B)	自己負担額
円	円	円

(年間保育料額の内訳)

4月分	円	8月分	円	12月分	円
5月分	円	9月分	円	1月分	円
6月分	円	10月分	円	2月分	円
7月分	円	11月分	円	3月分	円

様

海老名市長

海老名市学童保育保護者支援補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった海老名市児童健全育成対策事業補助金
について、海老名市児童健全育成対策事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次
のとおり交付すべき額が確定したので通知します。

- | | | |
|---|---------|--------|
| 1 | 補助対象事業費 | _____円 |
| 2 | 交付決定額 | _____円 |
| 3 | 交付確定額 | _____円 |
| 4 | 精 算 額 | _____円 |

◆◆◆ 学童保育の保育料を補助します ◆◆◆

平成28年度から、学童保育へお子さんを預ける保護者の負担を軽減するため、保育料に対する補助制度を始めます。補助を受けるには一定の要件がありますので、確認の上手続きをお願いします。



対象者

学童保育へ通うお子さん(海老名市に住民登録)の保護者で、就学援助の決定を受けている方

※ 必ず就学援助の決定を受けてから補助金申請手続きを行ってください。

補助額

保育料相当額(実際に支払った額)。ただし、上限12,000円(1ヶ月あたり)

※ 4月～翌年3月の入所に対する保育料が補助対象です

【例1】 保育料10,000円(月額)の場合の補助額
 $10,000円 \times 12ヶ月 = 120,000円$ (年額)

【例2】 保育料15,000円(月額)の場合の補助額
 $12,000円 \times 12ヶ月 = 144,000円$ (年額)
※月額12,000円を超える分(月額3,000円×12ヶ月)は自己負担

注：入会金、行事の参加費など一時的にかかる費用は対象外です。
その年度に支払った保育料でも、前年度や次年度の入所に対する保育料は補助の対象になりません。

手続き

(裏面をご覧ください)

《書類提出先・問い合わせ先》

〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

海老名市役所 学び支援課 学び支援係

TEL 046-235-4926(直通)

※就学援助に関する問い合わせ

海老名市役所 就学支援課 就学支援係

TEL 046-235-4918(直通)

手続きの流れ

(1) 申請

申請書類を提出（市役所窓口への直接持参のみ。郵送不可）

※提出の際は印鑑を持参してください

- ① 海老名市学童保育保護者支援補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 就学援助決定通知のコピー ※申請する年度のもの
- ③ 学童保育入所関係事項証明書 ※学童保育で記入してもらう必要があります
（④市外の小学校へ通っている場合、それが分かる書類）

⇒注意：後日、市から送られる決定通知書は、大切に保管してください。

(2) 請求・支払い

請求書類を、請求月(下欄参照)の **10日まで** に提出（郵送可。各月期限日必着）

※請求手続きは数ヶ月分をまとめてできます

- ① 海老名市学童保育保護者支援補助金交付請求書（第3号様式）
- ② 保育料の支払いおよび金額が確認できる書類（領収書等）のコピー

請求月：7月から翌年3月（書類提出は各月10日まで）
支払日：各月30日（変更の場合あり）

※書類提出締切日、支払日が休日の場合は直前の平日

(3) 実績報告

実績報告書を年度末に提出（郵送可）

- ① 海老名市学童保育保護者支援補助金実績報告書（第6号様式）



市外への転校、学童保育の変更・退所、保育料の金額が変わった場合などは手続きが必要です。早めに市担当へご連絡ください。

<申請書類ダウンロード先>

海老名市ホームページ → 暮らしのガイド → 子育て・教育 → 放課後のあそび場
【URL】

報告第8号

海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱について

海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し執行したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

欠員に伴い、新たに委嘱したため

海老名市奨学生選考委員会委員名簿

※人事異動に伴う補欠委員については、前任者の残任期間(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

No.	氏 名	所 属	備 考
1	ひさだ たえこ 久田 妙子	民生委員児童委員	
2	うめの むしひこ 梅野 芳彦	門沢橋小学校長	新任
3	ひやぎま れき 飛矢崎 義基	海老名中学校長	新任
4	つちや ゆういち 土屋 雄一	有馬中学校長	
5	うるしはら はじめ 漆原 肇	海西中学校長	
6	うえだ たかやす 上田 貴康	柏ヶ谷中学校長	
7	はしもと まさお 橋本 正夫	大谷中学校長	
8	かたやま まきこ 片山 牧子	今泉中学校長	
9	いまい しんいち 今井 信一	県立海老名高等学校長	

【 参考 】

新委員	旧委員
飛矢崎 義基	← 谷川 治
梅野 芳彦	← 笠原 祐治

議案第9号

平成28年度海老名市奨学生の選考委員会への諮問について

平成28年度海老名市奨学生を選考するにあたり、別紙のとおり海老名市奨学生選考委員会への諮問することについて、議決を求める。

平成28年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市奨学生を選考するにあたり、海老名市奨学生選考委員会の意見を聞き奨学生の決定に反映させたいため

平成28年度海老名市奨学生の選考委員会への諮問について

1 諮問の理由

海老名市奨学生を選考するにあたり、海老名市奨学金条例（昭和43年条例第24号）第6条の規定により、海老名市奨学生選考委員会の意見を聞き奨学生の決定に反映させたいため。

2 過去の奨学選考実績と本年度の申請状況

資料のとおり

3 今後のスケジュール

- ・ 諮問の時期 6月初旬
- ・ 選考委員会 6月6日（月）
- ・ 答申の時期 6月臨時教育委員会（6月上旬）
- ・ 奨学金交付 6月下旬

〈参考〉

◎海老名市奨学金条例 （抜粋）

（給付の申請）

第5条 奨学金の給付を希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。

（奨学生の決定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは当該申請について、奨学生選考委員会に諮問し、その答申により奨学生を審査決定する。

申請及び選考結果内訳

平成28年度

学年	申請	申請内訳		決定	不採用	辞退
1	17	新規	17			
		継続				
2	15	新規	4			
		継続	11			
3	12	新規	4			
		継続	8			
計	44	(新規25 継続19)				

平成27年度

学年	申請	申請内訳		決定	不採用	辞退
1	20	新規	20	15	5	0
		継続				
2	15	新規	7	4	3	0
		継続	8	7	1	0
3	17	新規	4	3	1	0
		継続	13	11	1	1
計	52	(新規31 継続21)		40	11	1

平成26年度

学年	申請	申請内訳		決定	不採用	辞退
1	13	新規	13	9	4	0
		継続				
2	19	新規	7	3	4	0
		継続	12	10	2	0
3	20	新規	5	4	1	0
		継続	15	14	1	0
計	52	(新規22 継続30)		40	12	0

平成25年度

学年	申請	申請内訳		決定	不採用	辞退
1	25	新規	25	13	12	0
		継続				
2	17	新規	6	5	1	0
		継続	11	10	1	0
3	14	新規	5	4	1	0
		継続	9	8	1	0
計	56	(新規36 継続20)		40	16	0

平成24年度

学年	申請	申請内訳		決定	不採用	辞退
1	22	新規	22	11	11	0
		継続				
2	12	新規	5	3	2	0
		継続	7	6	1	0
3	15	新規	8	7	1	0
		継続	7	7	0	0
計	49	(新規35 継続14)		34	15	0

平成23年度

学年	申請	申請内訳		決定	不採用	辞退
1	14	新規	14	9	5	0
		継続				
2	7	新規	2	2	0	0
		継続	5	5	0	0
3	19	新規	5	5	0	0
		継続	14	14	0	0
計	40	(新規21 継続19)		35	5	0

平成28年度海老名市奨学生募集要領

海老名市では、平成28年度の奨学生を次の要領により募集します。

1. 目的

経済的理由（*）により、学校教育法に規定する高等学校・中等教育学校の後期課程・専修学校・高等専門学校（第3学年まで）への修学が困難な方に奨学金を給付し、修学を奨励するものです。

（*）・・・経済的状況は、生活保護認定基準の1.2倍を目安とします。

2. 給付資格

市内に居住する青少年で、学習成績が良好で性行が善良であること。

3. 奨学金の額

校種を問わず、年額120,000円とします。

4. 申請用紙等の配布

平成28年4月4日（月）より、市役所5階の教育支援課で配布します。

5. 申請書の提出期間等

平成28年4月4日（月）～平成28年4月18日（月）（※ 土日を除きます。）

午前8：30～12：00 午後1：00～5：15

* いかなる理由であれ、期間を経過した場合は申請できませんので、ご注意ください。

申請書は教育支援課まで、直接ご持参ください。

6. 申請に必要な書類

(1) 奨学金給付申請書（第1号様式） 記載の仕方については、12でご確認ください。

(2) 1年生は出身中学校長の発行する成績証明書及び人物調書（前年度出欠席を含む）

2・3年生は在学する学校長の発行する成績証明書及び人物調書（前年度出欠席を

含む） ※書式は問いません。なお、前年度の受給者について、前年度使途報告時に提出済の場合は不要です。

(3) 面接シート

※ 指定された用紙に、本人が記入してください。

(4) 確定申告書の写し、又は源泉徴収票の写しの添付

※ ただし、市民税額の確認*1を市民税課保管の課税台帳により行うことに同意*2を

された場合は、(4)の提出は必要ありません。*1 市民税額の確認は申請書提出後

選考期間中に行います。*2 同意される場合は、申請書裏面の同意書に、署名・捺印が必要です。

7. 面接の実施

申請者（生徒本人のみ）の面接を5月7日（土）に実施します。

* 詳細については、4月末日までに本人に通知します。

* 経済的状況が目安（生活保護認定基準の1.2倍）を大きく超えている場合には、面接前に給付が難しい旨をご連絡する場合があります。

8. 奨学生の選考

奨学生選考委員会の答申を受け、6月教育委員会で審査の上、決定します。

9. 選考結果の通知

6月下旬に本人に通知します。

10. 奨学生決定後の手続き

奨学生として決定を受けた方は、次の書類をご提出ください。

(1) 請求書（第4号様式）および身元保証人の保証書（第3号様式）

* 保証書には、保護者もしくは市内在住の成年者による保証人が必要です。

* 奨学生に決定後、直ちに提出していただきます。

(2) 奨学金使途報告書（成績証明書、人物調書を添付）

提出期限：3年生は平成29年3月13日（月）、他学年は平成29年4月17日（月）まで。

11. 奨学生の注意事項

奨学金は償還の義務はありませんが、次の規定があります。

(1) 流用の禁止（海老名市奨学金条例第11条）

奨学金は有効適切に使用し、他の目的に流用してはならない。

(2) 奨学金の停止又は廃止（海老名市奨学金条例第12条）

奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し、又は廃止することができる。

(ア) 退学したとき。

(イ) 学業の成績又は性行が不良になったと認められるとき。

(ウ) 傷病その他の理由により学業を続けることが困難と認められるとき。

(エ) 本市に居住しなくなったとき。

(オ) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(カ) 正当な理由なく転校したとき。

(キ) 奨学生を辞退したとき。

(ク) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(3) 奨学金の返還 (海老名市奨学金条例第13条)

奨学金の給付を受けている者が、第11条の規定に違反したとき、又は第12条の規定に該当するときは、教育委員会は選考委員会の答申を得て、給付した奨学金の返還をさせることができる。

12. 奨学金給付申請書等の記載要領等

(1) 奨学金給付申請書(第1号様式)

- ア 「本人」とは、修学者本人を意味します。
- イ 連絡先(電話番号)は、必ず記入してください。
- ウ 「出身学校」とは、平成28年3月31日までに卒業した最終学校です。
- エ 「修学学校」とは、平成28年4月1日以降に在学する学校です。
- オ 「申請理由」「卒業後の進路希望」の欄は具体的に記入してください。
- (例) 保護者(父もしくは母等)が○年○月から△△のため、収入が少ない(無い)。
- 母が○○のため、病院に△△年□□月より入院している。
- 大学△△学部へ進学を希望している。
- 電気工学関係での就職を希望している。

カ 「家族状況」の欄について

- ・内容は、平成28年4月1日現在で記入してください。
- ・「前年の収入額」平成27年1月1日から12月31日までの収入を記入してください。

キ 「奨学金使途目的(学費等)」は具体的に平成28年度中にかかる費用を区分ごとに記入してください。(年額)

(例) 交通費・・・電車3ヶ月分 ○○○円×4回

ク 「同意書(市・県民税課税状況閲覧)」について、同意は任意です。同意しない場合は、源泉徴収票の写し、または確定申告の写しを申請書に添付してください。

(2) 成績証明書・人物調書

学校の事務室へ依頼してください。新1年生は卒業した中学校で、他学年は現在の在学で交付を受けてください。

※ ご不明な点等がございましたら、お手数ですが担当までお問い合わせください。

担当 海老名市教育委員会 教育支援課

海老名市勝瀬175番地の1 電話046-235-4919

奨 学 金 給 付 申 請 書

海老名市教育委員会 殿

平成28年 月 日

本人氏名

保護者氏名

海老名市奨学金の給付について、次のとおり申請します。

フリガナ			住所	〒 海老名市
本人氏名			電話	自宅 (-) 携帯電話 (-)
フリガナ		本人との 続柄	住所	〒 海老名市
保護者氏名			電話	自宅 (-) 携帯電話 (-)
出身中学校	立	中学校	卒業年月日	平成 年 月 日
修学学校名	立	学校	年	
	修業年限 年	入学（予定）年月日	平成 年 月 日	
昨年度状況	海老名市奨学金の給付を、前年度 (受けた 受けていない)			
〔申請理由〕	※保護者が記入してください			
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				

第1号様式 (その2)

家族状況 (4月1日現在)	本人から見た続柄	フリガナ氏名	生年月日 (年齢)	職業・在 schools 名 (学年)	前年収入額
	本人	明・大・昭・平 ・ ・ (歳)	(年)	(源泉徴収票では支払金額)
		明・大・昭・平 ・ ・ (歳)	(年)	円
		明・大・昭・平 ・ ・ (歳)	(年)	円
		明・大・昭・平 ・ ・ (歳)	(年)	円
		明・大・昭・平 ・ ・ (歳)	(年)	円
		明・大・昭・平 ・ ・ (歳)	(年)	円
		明・大・昭・平 ・ ・ (歳)	(年)	円

奨学金使途目的	区 分	金 額 (年額)	内 訳
	授業料	円	
	教科書等教材費	円	
	交通費	円	
	その他諸経費 (入学金、実習費等)	円	
	合計	円	

同 意 書 (市・県民税課税状況閲覧)

海老名市奨学金選考に係る前年収入額の確認について、申請書提出及び選考期間中については市民税課保管の課税台帳により行うことに同意します。

氏名 _____ (印)

氏名 _____ (印)

氏名 _____ (印)

氏名 _____ (印)

※同意については、申請書の「家族状況」欄の家族のうち、平成27年中(1/1~12/31)に収入があったすべての方の署名・捺印をお願いします。

※同意しない場合は、源泉徴収票の写し、または確定申告の写しを添付してください。

面接シート

フリガナ		学校名	学校
本人氏名			第 学年
学校生活で取り組んでみたいことや将来の夢について、本人が記入してください			
(Writing area with horizontal dashed lines)			

議案第10号

海老名市学校運営協議会規則及び海老名市学校運営協議会運営要綱の制定について

別紙のとおり、海老名市学校運営協議会規則及び海老名市学校運営協議会運営要綱の制定について、議決を求める。

平成28年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市立の小中学校で学校運営協議会を設置し、運営できるようにするため

海老名市学校運営協議会規則及び海老名市学校運営協議会運営要綱の制定について

- 1 制定する規則及び要綱
海老名市学校運営協議会規則
海老名市学校運営協議会運営要綱
- 2 制定理由
海老名市の小中学校において学校運営協議会を設置し、運営できるようにするため
- 3 制定内容
別紙「海老名市学校運営協議会規則」及び「海老名市学校運営協議会運営要綱」のとおり
- 4 施行期日
平成 28 年 6 月 1 日

海老名市学校運営協議会規則（案）

平成 28 年 月 日
教委規則第 号

（設置）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)
第 47 条の 5 第 1 項の規定に基づき、海老名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育
委員会が指定する学校に学校運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（協議会の役割）

第 2 条 協議会は、保護者、地域住民の学校運営への参画の促進及び協働を進めることにより、学
校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校を支援するとともに、児童生徒
の豊かな学びと健やかな育ちの創造に取り組むものとする。

（指定）

第 3 条 教育委員会は、前条の規定による役割が達成できると認められるときは、協議会を設置す
る学校を指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定(以下「指定」という。)をするときは、指定しようとする
学校の校長、保護者、地域住民等の意向を踏まえるものとする。
- 3 指定の期間は、指定の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再指定することがで
きる。
- 4 教育委員会は、協議会の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、
学校の指定を取り消すものとする。

（基本方針の作成等）

第 4 条 指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の校長は、法第 47 条の 5 第 3 項に基づいて
毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 2 指定学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づき、学校運営を行うものと
する。

（委員の構成等）

第 5 条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 指定学校に在籍する児童生徒の保護者
- (3) 指定学校の学区内に居住する住民

- (4) 指定学校の校長
 - (5) 指定学校の教職員
 - (6) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者
- 2 指定学校の校長は、委員について候補となる者を教育委員会に推薦することができる。
 - 3 教育委員会は、前項の規定による委員の推薦が指定学校の校長からあったときは、これを尊重する。
 - 4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間(委嘱又は任命の日から2年間を経過する前に当該指定学校の指定の期間が満了し、又は指定を取り消したときは、当該指定の期間が満了する日又は当該指定を取り消した日までの期間)とする。
 - 5 委員に欠員が生じた場合は補欠の委員を任命することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。ただし、会長及び副会長の選出について協議会が別に定める場合は、この限りでない。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(研修等)

第 10 条 教育委員会は、委員に対し必要な研修その他委員の資質向上に資するものを行うものとする。

2 教育委員会は、委員に対し必要な情報提供に努めるものとする。

(協議及び助言)

第 11 条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて協議及び助言を行うものとする。

(委員の解任)

第 12 条 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があったとき、又は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 第 6 条の規定に違反したと認められるとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

(委任)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

海老名市学校運営協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定により設置される学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、海老名市学校運営協議会規則（平成28年海老名市教育委員会規則第 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請等）

第2条 規則第3条第1項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする学校の校長は、学校運営協議会設置申請書（第1号様式）を海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、指定の可否について決定し、当該申請の日から60日以内に学校運営協議会設置決定通知書（第2号様式）により当該校長に通知するものとする。

3 前2項の規定は、規則第3条第3項の規定による再指定について準用する。

（委員の任命）

第3条 規則第5条第2項の規定による推薦は、学校運営協議会委員推薦書（第3号様式）により行うものとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、その身分を失う。

（児童又は生徒の意見）

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、当該指定学校の校長の同意を得て、当該指定学校の児童又は生徒の意見を参考とすることができる。

（学校運営状況評価）

第5条 協議会は、学校の運営状況について、毎年度1回以上評価を行うものとする。

（会議録）

第6条 協議会は、会議の内容を記録し、公表するものとする。ただし、協議会が特に認める場合は、この限りでない。

（意見の申出）

第7条 協議会は、教育委員会に対し法第47条の5第4項に規定する意見の申出を行うときは、学校運営協議会意見申出書（第4号様式）により行うものとする。

（指定の取消し）

第8条 規則第12条の規定による指定学校の指定の取消し（以下「指定の取消し」という。）を行うときは、次のとおりとする。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められるとき。

(2) 協議会としての合意形成がないと認められるとき。

2 教育委員会は、指定の取消しを行うに当たっては、事前に協議会に対し必要な協議及び

助言を行い、運営改善に努めた上で行うものとする。

3 教育委員会は、指定の取消しを行ったときは、学校運営協議会指定取消通知書（第5号様式）により当該校長に通知するものとする。

（委員の解任）

第9条 教育委員会は、委員本人から学校運営協議会委員辞任届（第6号様式）が提出されたとき又は規則第12条各号の規定に該当するときは、委員を解任するものとする。

2 教育委員会は、委員の解任を行ったときは、学校運営協議会委員解任通知書（第7号様式）により当該協議会の会長に通知するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

学校運営協議会設置申請書

平成 年 月 日

海老名市教育委員会

海老名市立 学校
校長 ⑩

海老名市立 学校は、学校運営協議会の設置を申請します。

1 学校の概要

学校名		校長名	
所在地			
電話番号		F A X	

2 申請理由

第2号様式（第2条関係）

学校運営協議会設置決定通知書

年 月 日

海老名市立 校長 様

海老名市教育委員会

年 月 日付けで設置申請のありました件につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

1 設置名 海老名市立 学校 学校運営協議会

2 設置期間 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式（第3条関係）

学校運営協議会委員推薦書

海老名市立 学校

	氏 名	所 属	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

第4号様式（第7条関係）

学校運営協議会意見申出書

海老名市教育委員会

海老名市立 学校
学校運営協議会会長

内容		平成 年 月 日

第5号様式（第8条関係）

学校運営協議会指定取消通知書

年 月 日

海老名市立 校長 様

海老名市教育委員会

貴学校運営協議会は次の理由により、運営が困難になったと判断されます。
よって、 年 月 日をもって、貴学校運営協議会を設置する学校としての
指定を取り消します。

<事 由>

第6号様式（第9条関係）

学校運営協議会委員辞任届

平成 年 月 日

海老名市教育委員会

住 所
届出者 氏名
電 話

㊞

海老名市学校運営協議会の委員を辞任したいので、次のとおり届け出ます。

<辞任理由>

辞任希望年月日 平成 年 月 日

第7号様式（第9条関係）

学校運営協議会委員解任通知書

年 月 日

海老名市立 学校
学校運営協議会長 様

海老名市教育委員会

貴学校運営協議会の委員であります は、次の理由により、 年 月 日をもって、学校運営協議会委員を解任します。

<事由>